

札幌市公文書館への提言 —新時代のアーカイブズ論—

竹内 啓

はじめに

『公文書等の管理に関する法律』（以下、新法という）が昨年七月に公布され、平成二十三年六月までに施行となる。この法律の骨格を事実上形作った『公文書管理の在り方等に関する有識者会議』（以下、有識者会議という）が最終報告『時を貫く記録としての公文書管理の在り方』を取りまとめた同じ頃、本市の『公文書館基本構想検討委員会』が立ち上がり、また、『札幌市公文書館基本構想』への提言書が市長に手渡されたその六日後に新法は成立している。このような共時体験により、私にとつて新法の成立過程は非常にスリリングであり、また、成立前から絶えず注視し続けた最初の法律ともなつたのである。

本市では提言書の提出後に、「基本構想素案」を作成し、パブリックコメントや議会の審議を経た上で、昨年十一月末に正式な基本構想として決定・公表したばかりだが、平成二十二年度には、この基本構想を基にして、『札幌市公文書館法施行後』、全国で統々と新しい公文書館が誕生した

文書館基本計画』の策定を予定しているところである。

本誌『研究紀要第二号』は、実質的に「公文書館基本構想特集号」であるが、創刊号（昨年度刊行）に所収の拙稿『（札幌市公文書館基本構想への提言）』を提出した後、私的に考察してきたいくつかの問題を中心として、来るべきアーカイブズ新時代に地方の公文書館はどのように進むべきかについて三点ほど私見を述べていきたい（二～四の各章）。

また、合わせて札幌市文化資料室が公文書館の開設前に解決しなければならない現実的な課題に対しても五章において多少の検証を試みておきたい。

一 新法施行前の全国的な動きとその対応

（一）全国的な公文書館機能の前進

新法が成立したことで、予想どおり全国の自治体に公文書管理強化の追い風が働き、ちょうど昭和六十二年の公文書館法施行後に、全国で統々と新しい公文書館が誕生した

状況の再現をも期待させる出足を見せ始めている。昨年七月の新法公布後、開設準備に名乗りを上げた県市はざつと数えても五指に近いが、今後も施行日が近づくにつれてそのエントリー数はますます増えていくと思われる。

さらに本市のように公布前から開設準備に取り組んできた県市までこれに加えると、昭和六十二年のバブル期とは全く比較にならないほどの厳しい財政状況下という点を勘案してもなお、全国的に大きく残されている地方公文書館の空白区解消には多少の期待が持てそうである。当然ながら、そこには公文書館が地方自治体にとって重要なインフラの一つであるという基本的な認識が求められている。

ただ、今回もしこの機会を逃してしまった自治体に、次にいつ公文書館整備を強力に後押しするほどの波が打ち寄せるのか予測することははなはだ困難であり、やはり現在の状況こそ千載一遇の好機であると捉えるべきであろう。

(二) 段階的発展論の有効性

新法は公文書館法と違ひ議員立法ではないが、政府案に与野党各会派から修正協議が入り、また衆参両議院で画期的な本数の附帯決議が出されるなどいわば準議員立法的な性格をも兼ね備えた法律といえよう。もちろん、附帯決議に法的な拘束力がないことは承知しているが、将来の法律の改善についても要望した意義は大きく（新法ではその附則

第十三条で施行後五年を目途とした見直しについて言及している）、できればこれを間接的民意の反映として大いに尊重してもらいたいと思うのである。

衆参両議院共通の附帯決議である第一項「公文書管理の改革は究極の行政改革である」（以下略）は行政に携わる者ならひときわ胸に響く言葉である。これが単なるキャッチフレーズではなく、真理を言い当てていることも公務員なら誰もが自覚しているに違いない。

ただ、そうはいっても、平成の大合併により激減した地方自治体の全てに、公文書館を整備するだけの環境が今用意されているとも考えにくい。とすれば、昨年の十一月、全史料協福島大会で埼玉県立文書館の太田氏が県下の状況について事例報告⁽²⁾したように、まずは現状からの段階的な発展、具体的にいえば公文書の評価選別を制度的に導入し、公文書館機能を立ち上げることから始めていく手順こそが最も合理的といえるであろう。たとえ今すぐハードが持てなくとも、次善の策としてとりあえずソフトを充実させておき、後々ハード整備の機会をうかがうという考え方はどうの自治体でも経験していることではないだろうか。

私が考える公文書館整備の最適モデルについては五章であらためて触れるが、現状でそのモデルとはかなりの隔たりがあったとしても、応用できる部分はこれを取り込みな

がら、モデル本来の姿に次第に近づいていくことは十分可能であると思われる。

(三) 看過できない地域資料廃棄の動き

しかし一方で、新法成立後にあらゆる状況が順風満帆に進行しているのかというと決してそうではない。一例を挙げると、大阪府公文書館の移転問題時に噴出したような地域資料の廃棄などという反動的な動きが生じる可能性もまた否定できないのである。ただ、大阪府公文書館については、部外者の与り知らない事情があつたり、あの案が窮余の生き残り策だったのかもしれない、ここでは一方的な批判は差し控えることとしたい。ひとつだけ言わせてもらえれば、運営懇談会や館員と十分な検討を重ねた上での発表ならばあれほどの混乱を招くこともおそらくなかつたのではないかということである。

また、多くの誤謬（実際は廃棄対象の多くが複本であり、多摩市関係はそのうちの約三〇%に過ぎなかつたという）を含むことが後に判明した、多摩市図書館の地域資料七万点廃棄問題（こちらも発端はブログ紹介）でも、心配した関係者からのアクセスが殺到したように、こうした新しい法律の施行前にはざくざく紛れておかしな動きをしようとする者が現れがちである。従前からのお荷物資料をこの機に一齊処分しようとか、管理者が望む資料バランスに近づけよう

などと目論み、スリム化の美名をかぶせた資料廃棄（これが公文書の廃棄にまでエスカレートしない事態を切に望んでいる）が、全国的に強行されるのではないかと真剣に危惧する声も聞こえてくるのが現状なのである。

二 新法の施行により何が変わるのか

(一) 情報公開請求の現状について

私は新法の施行により、おそらくアーカイブズにとつての新時代が到来するものと考えている。

リーズナブルな立法順序からいえば、行政機関情報公開法と新法とは成立順序が完全に逆転していたわけである。

そのためもあってか、行政機関情報公開法はこれまでその機能を十分に發揮してきたとはいえないなかつたようと思われる。情報公開請求の対象となる現用公文書は、それが評価選別後に公文書館へ移管となる非現用公文書と全く同一のものである。私は、この点からも公文書館職員がこれまでよりもさらに深く現用情報公開の実態について研究すべきであるとを考えている。

しかし、私が今ここで問題とするのは、「知る権利」や「利用請求権」についてなどではなく、ただ請求者の欲求レベルについての考察のみである。

A・マズローの欲求段階説が現在最もよく知られている

表1 マズローの欲求5段階説

人が成長する過程で満たそうとする欲求を5つの段階に分け、
「人はそれぞれ下位の欲求が満たされると、その上の欲求の充足を目指す」という
精神的な成長過程と欲求についての段階的な説明を行ったものである。

	欲求5段階	詳細事項
自我欲求	5 自己実現欲求	<ul style="list-style-type: none"> ○個性を生かし、人間として成長したい。※研究的な欲求、平和の追求、芸術鑑賞なども含まれ、ある種の無償性が含まれるべき自分になりたいという欲求 ○自己目標を達成したい。※最も含まれ、ある種の無償性が含まれている特徴がある
	4 自我欲求	<ul style="list-style-type: none"> ○能力に相応しい仕事を遂行・達成し、褒められたい。※何かしらのグループ(コミュニティ)に所属しなければ、自分を認めてしまい他者を認識することはない ○まわりから注目され、認められ、賞賛されたい。
帰属欲求	3 社会的欲求	<ul style="list-style-type: none"> ○皆から受け入れられたい。※あくまで生存を脅かされない(基本的欲求) ○良い会社、良い仲間と仕事をしたい。※満たされた状態で生まれるため、社会的な家庭・会社・国家等への帰属の欲求
	2 安全欲求	<ul style="list-style-type: none"> ○危険から身を守り、安全を確保したい。※危険をいかに回避し安全を確保する ○収入の安定や安全を確保したい。かに偏っている場合、必然的にそれ以外のこととは考え難くなる
基本的欲求	1 生理的欲求	<ul style="list-style-type: none"> ○収入を確保し、生命を維持したい。※生理的欲求が満たされないと、病気になり、いらだち、不快感を覚える事となる ○食べる、眠る、水を飲む、排泄する。

自己実現理論』(Wikipedia)、『Career wing IIIP』などから引用転載

ので、ここではこの説(表1参照)を参考にしながら論を進めていくこととしたい。

現在、札幌市の情報公開部局(総務局行政部行政情報課)では、情報公開・個人情報保護の「運用状況報告書」を毎年発行し、これをウェブでも公開している。本市は情報公開条例上、請求者に対して請求目的を一切問わないため、実際に請求があつた文書内容を分類してこれを分析していく手法が最も合理的であるといえよう。ここでは、本市の情報公開条例に基づく情報公開請求の現状について、表2を掲載することとしたい。

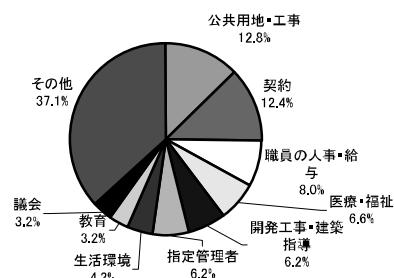
表2によれば、多少大雑把な分類はあるが、契約、開発工事・建築指導、公共用地・工事や物品購入、指定管理者など主として企業側からの情報収集的な請求が約四二件(以下、全て二か年の平均値)である。また医療・福祉と生活環境を合わせて約一三件である。これらはマズローによれば、全て生理的欲求・安全の欲求に分類されるので、この基本的欲求のみで過半数の約五五件になる。その他が約三二件となり多いが、実際にはこの中にも生理的・安全欲求に含まれるものがあるとみた方がよいかも知れない。

一方、教育や職員の人事給与、出張などが約一二件あるが、これらは、自己の試験成績開示や公務員の待遇・俸約度をチェックする意図などが多い。これらは自分と他人の

表2 札幌市公文書公開請求の情報分野別状況

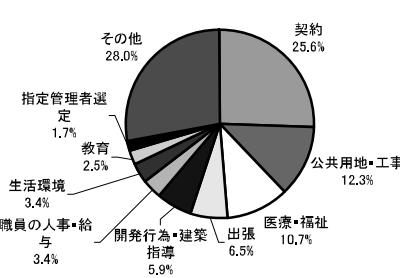
【平成19年度】

項目	処理件数
公共用地・工事	56
契約	54
職員の人事・給与	35
医療・福祉	29
開発工事・建築指導	27
指定管理者	27
生活環境	19
教育	14
議会	14
その他	162
合計	437



【平成20年度】

項目	処理件数
契約	165
公共用地・工事	79
医療・福祉	69
出張	42
開発行為・建築指導	38
職員の人事・給与	22
生活環境	22
教育	16
指定管理者選定	11
その他	180
合計	644



比較がその目的であるため、社会的欲求に分類できよう。こうしてみると基本的欲求と帰属欲求を合わせて約六七割となり、全体の三分の二を占める。その他は検証自体が困難なので母数から除いてもよいのだが、ここでは残しておくこととしたい。残るは議会だけとなるが、これについては少し後でまた触ることとする。

私は別にマズローの低位の欲求に基づく情報公開請求がよくないなどと言っているわけではない。ただ単に実態を分析するための分類であることを予め断つておきたい。

生命・財産、衣食住などに関する生理的欲求や安全の欲求は人間の根源的な欲求である。近年、こうした生命・財産・食住に対する国民の信頼を逆撫でする事件（薬害や原爆症、年金、食品不正、耐震強度偽装など）が頻発し、行政に対する国民の不信感はいやがうえにも増した。国民に新法を待望させる時代的背景を準備したとさえいえよう。

公文書管理法とは、生存・安全の欲求に対し、行政がその説明責任を果たすという時代的要請を帶びて誕生したといつたら少し言い過ぎになるであろうか。

しかしである。生命・安全の欲求を脅かされた国民の怒りが、新法の成立まで与野党を突き動かしたのがたとえ事実だとしても、私たちはより高层次の欲求充足のため、この情報公開請求というツールを活用できないものだろうか。

現役の市職員という立場上、多少言及しづらい部分はあるが、私が近年最も注目している情報公開請求は、議会への

政務調査費開示請求である。こうした請求は実は王権者（納税者）が本来の責務を果たしているだけのはずだが、

議員海外視察の住民開示請求やその先の司法的措置にまでことが進むと、請求者の行動にある種の勇気さえ感じてしまうのである。これはまだ私たちの間に本当の市民自治意識が育っていないことの証かも知れない。

私たち文化資料室とも密接な関わりを持つため、五章でも再度触ることになるが、本市にはこの一月三十一日までの約十七年間、『札幌市写真ライブラリー』という公の施設が存在した。同日付けで閉館したのだが、行政には珍しく本格的な写真専門の貸しギャラリーを備えていたことから、その分野の専門家の間からは極めて高い評価を得ていた施設であった。

ところが、近年の施設利用者数の落ち込みや行政が写真だけに特化した貸しギャラリーを持つ必要があるのかなどという主に業績面の理由から市の外部評価委員会に館の廃止検討を指摘され、最終的には利用者からの存続陳情の声もむなしく閉館に至ったのである。二回実施された市民向け説明会の二回目に配布された資料⁽⁴⁾をここでは載せておくこととした。

札幌市写真ライブラリーの廃止について

一 写真ライブラリーの廃止

平成十九年度札幌市行政評価外部評価における指摘事項を踏まえ、札幌市として施設のあり方について検討した結果、写真ライブラリーについては、現在の指定管理者（財団法人札幌市芸術文化財團）の指定期間が終了する平成二十一年（二〇〇九年）度末までに廃止することとした。

写真ライブラリーの廃止に当たっては、引き続き本市の写真文化の振興を図ることができるように、現在同施設が行っている各業務について、それぞれ以下のとおり代替措置を講じることとする。

（一）歴史的写真の受入・整理・保存・提供業務

当業務については、外部評価においてもその必要性が認められているものであることから、写真ライブラリーの収蔵写真については、歴史資料や文化資料の調査・収集及び歴史的価値を有する公文書の調査・保存業務を行っている総務局行政部文化資料室（以下、「文化資料室」という）に移管する。（平成二十二年（二〇一〇年）度から）歴史的写真については、文化資料室の他の収蔵資料と共に活用することによって、市民に対し、より付加価値の高い情報を提供していく。

(二) 収藏写真の展示業務

施設廃止後は、文化資料室に移管した写真なども活用し、

市民ギャラリーや教育文化会館などのギャラリースペース

において、企画展示として実施する。(文化部)

(三) 写真専用ギャラリー(貸館)業務

代替措置として、市内公共施設(教育文化会館、市民ギャ

ラリー、資料館など)に設置されているギャラリースペース

の利用案内を積極的に行う。(文化部)

(四) 企画写真展等業務

写真ライブラリー展覧会事業として実施をしていた企画

写真展については、平成二十年度で廃止する。

平成二十一年度以降については、芸術の森美術館等において芸術性の高い写真展の開催や、写真関係団体と連携した事業を実施する。(文化部)

二 平成十九年度札幌市行政評価外部評価における指摘事項

(一) 写真ライブラリー

写真の収藏、保存事業の必要性は認められるが、それらは、図書館などの市の公共施設を活用することで十分であり、賃借料が高い現施設(サッポロファクトリー・レンガ館)を使用する必要は全く無い。

(二) 写真ライブラリー展覧会事業

三 今後のスケジュール(予定)

平成二十一年(二〇〇九年)一月

民間でも多くの展覧会がある中で、行政が補助金を出す必然性がない。事業を廃止すべきである。

平成二十二年一月末での施設廃止とギャラリーの予約受付中止について、広報さっぽろ一月号に掲載し市民周知を開始

平成二十一年二月

・施設廃止に関する利用者説明会を開催

・施設廃止についての条例案を平成二十一年一定に提出

平成二十二年(二〇一〇年)一月末

写真ライブラリーの廃止

平成二十二年二月～三月

サッポロファクトリーの原状復帰、文化資料室への写真資料の移管準備

平成二十二年四月一日

文化資料室への写真資料の移管完了

(参考)

一 写真ライブラリーの概要

(一) 開設年月日:平成五年(一九九三年)四月九日

(二) 事業内容歴史写真の整理・保存・提供、収蔵写真の常設展示、写真専用ギャラリーの貸し出し及び企画写真展の実施。

(三) 所在地中央区北二条東四丁目サッポロファクトリー・レンガ館三階

(四) 利用状況（平成十九年度）貸展示室利用率 九七・八%、入館者数 四万一六〇八人

(五) 施設運営に係る経費（平成十九年度）計三九一六一千円
指定管理費 一三三三九七千円（支払先：指定管理者である財団法人札幌市芸術文化財団）、年間賃借料 一五七六四千円（支払先：サッポロファクトリーの管理会社であるサッポロ都市開発株式会社）

（参考） 平成十九年度 利用料金収入 九九三千円

二 総務局行政部文化資料室

(一) 設置昭和五十一年（一九七六年）五月（教育委員会の機構として新設、札幌市資料館内）
※平成十八年（二〇〇六年）四月に旧豊水小学校内に移転
※平成十九年（二〇〇七年）四月に機構改革により総務局行政部へ移管

(一) 業務内容歴史写真、地図、書籍等の歴史資料の保存・展示、札幌の歴史文化に関する調査研究及び市民の郷土史研究の支援

(三) 所在地中央区南八条西二丁目（旧豊水小学校内）

一方、同じく施設の老朽化や利用者数の減少で行政評価により「廃止を含む抜本的見直し」の検討を求められた『札幌市豊平川さけ科学館』という公の施設についてはつい先日存続させる方針が決定した。今後の施設改革こそ避けては通れないものの当面の廃止は免れたわけである。

それではこの二施設の明暗はどのような政策判断によつて決定されたものなのであろうか。行政評価後に施設側から打ち出された存続対策やその後の具体的な対応に当然巧拙の差はあつたであろう。さけ科学館は行政評価後、矢継ぎ早に来館者アンケートの実施や専門家による検討委員会を設置して、市民の支援や利用促進のアイデアを求めた。他方、写真ライブラリーは廃止方針を報告する市民説明会の実施が遅きに失し、利用料金の見直しや賃料値下げ交渉（ライブラリーは商業施設に入居していた）などを検討してこなかつたことが非難された。

利用施設の廃止に伴い、精神的な痛手を受けた市民や自治体政策決定の研究者、実際の指定管理者やその予備軍、行政側の施設運営主管部局などが、こうした政策判断の経緯をまず当初の行政評価（外部評価）にまで遡り、公文書を時間経過に沿つて綿密に検証していくならば、今後業績不振施設が生き残るための成功法則などが導かれ、日頃の施設運営の改善にも大いに寄与することであろう。

また、これは国の施設であるが、やはり当室とも深い関わりがあった『旧陸軍北部軍司令部防空作戦室⁽⁵⁾』についても同様のことがいえる。「北の大本営」の異名をとつたこの戦争遺跡はその解体方針が出されてから僅か一年数ヶ月後には、あっけなく地上からその姿を消した。一方、長野市の『松代大本営跡地地下壕』や横浜市の『連合艦隊日吉台地下壕』などは広範な市民運動の成果もあってか現在もその姿を保っている。

こうした成功・失敗両方の貴重なケース・スタディを集めることで、後に続く者たちにこの上なく有益な活動指針が示されることになる。もちろん、本当の意味での成功施設には存廃論議が沸き起ることもないだろう。ここで問題としているのは、あくまでも存続危機に瀕した施設のサバイバル・ストラテジイについてである。

情報公開とは、営利追求や自他比較にのみ請求の集中するところが決して本来の姿ではないよう思われる。住民の福祉の増進（地方自治法上の公の施設の設置目的）であるとか、「平和の語り部」としての戦争遺産保存に役立つ情報共有なども、おそらくはその重要な役割の一つに違いない。

そして、マズローの掲げた高次の欲求（自己実現や自我の欲求）に基づく情報公開請求とは、シチズンシップやガバナンスの深化、別の言葉で言うならば、アーカイブズ文化

の浸透度に比例する形で徐々にその数を増やしていくのではないかだろうか。

（二）非現用文書を何のために残すか

長々と現用情報公開について述べてきたが、私の主眼はあくまでも非現用公文書にある。さきほどの繰り返しになるが、現用も非現用も文書 자체の中身は全く同じものにはならない。しかしながら、閲覧を求められる理由には決定的に大きな違いがあるともいえるだろう。

宇賀克也東大大学院教授の『逐条解説公文書等の管理に関する法律』では、公文書管理法の意義の項で、新法を「現用文書と非現用文書を包括した公文書のライフサイクル全體を対象としたオムニバス方式の一般法」と捉え、行政機関情報公開法を「現用文書の利用についての特別法」と位置づけている。さらに後者が「現在の国民に対する説明責務を全うするための法律である」のに対し、新法は「現在のみならず将来の国民に対する説明責務も全うするための法律⁽⁶⁾」であると述べている。

昨年二月、私は高松に全史料協「資料保存委員会」（その後、機構改革で消滅）の最後の主催となる講演会⁽⁸⁾を聴きに行った。講師は後藤仁神奈川大教授で、講演会後に私はいくつかの質問をしたが、中でも「地方債関係の文書を公文書館が引き継ぐ意義」について教示された部分は今も記

憶に鮮明である。

「現用レベルでは地方債の償還が終われば文書は必要でなくなる。しかし、後世の市民にとっては、自分たち、あるいは前の世代が何のためにそれに税金を負担したのか、前世代の政策決定の優先度は正しかったのか、またもし仮に地方債で施設等が建設されて、現在もそれを利用しているとしたら、起債時の文書は当然后々までも必要とされるのではないか」という非常にわかりやすい説明を受けた。

そのとき漠然と感じたのは、非現用文書の方が現用文書よりも保存する意義ははるかに深いのではないかということことであった。もちろん現用段階で残してあるからこそ公文書館に引き継げるわけであるが、評価選別の難しさ、奥の深さとはこのような保存理由の差にこそ起因しているのだとうづくづく考えさせられる経験であった。

先の現用文書情報公開請求の部分にも関連するが、人々が非現用文書の閲覧に求める中身とは、現用時にも増して自己実現や自我の欲求充足の琴線に触れるものが多くなるのではないか。生存・安全のためなど基本的欲求に関する非現用文書は現用と比べるとその保存比率も落ち、同時に閲覧する実利については大幅に減じているはずである。

公文書館の公文書とは、利用者が客観的にマクロの視座で市政を検証できる、あるいは郷土の歴史を学び、自らの

アイデンティティを確認する、などといった目的に適う文書が相対的に多くなることであろう。公文書館でインフォメーションをインテリジェンスにまで高める作業を行うことこそ、自己実現や自我の欲求の充足にとって最良の実践の場を得ているとはいえないだろうか。

(三) 欧米の記録管理に学ぶこと

昨年の十月、ARMア東京支部の主催で『公文書管理法：運用面での課題と方策』という講演会⁽⁹⁾があった。講師はマイケル・L・ミラー博士であり、近年私が聴いた講演の中ではベストの一つである。博士の最大の強みは米国国立公文書館（NARA）でアーキビストやディレクター、政府機関でレコードマネジャー、さらに現在、民間（ロッキード・マーチン社）でコンサルタントを務めるほかに、メリーランド大学でも教鞭をとっているという三十年以上にわたるそのキャリアであろう。

最初、日本より五十年以上先を進む米国の公文書管理法の話かなと考えていた私はすぐに自らの不明を恥じた。副題に「アメリカの経験から学んだこと」とあるように日本的新法を事前にしつかりとリサーチした上で、これまで母国がつまづいてきた経験など米国法の欠点についても隠すことなく伝えて、これから先にわが国が直面する課題やその対処法などを痒い所に手が届くといった具合に縦横に語

つてくれたのである。

近く記録管理学会の機関誌『レコード・マネジメント』の最新号⁽¹⁰⁾に本講演録が掲載される予定と聞くが、私としては平成十九年度のマイケル・J・カーツ博士（NARA 記録サービス局長・館長補）や二十年度のメレディス・フルクス氏（ジョージ・ワシントン大学ナショナル・セキュリティ・アカイブ法律顧問）のよう、二十二年度の在日米国大使館・総領事館の主催する全国巡回講演会の講師にぜひともミラー氏を招聘してほしいと切望する。東京で何百人かに聴かせただけでは余りにも惜しい内容だからである。ミラー博士は、公文書管理で重要な点として、（一）記録は国民のものである（二）歴史的に重要な記録の保存（三）記録管理に価値を付与しなければならない（四）電子記録についてリーダーシップをとる（五）国際的な協力（六）政府への統合の六点を挙げた。そして、特に（二）家族の歴史（二）政府の説明責任の維持（三）透明性の三点にかかる情報源については、市民にそれらの記録の価値を十分に伝えなければならないと述べた。

昨年の十二月、アメリカは連邦政府各省庁に対し、『開かれた政府』通達と附則『開かれた政府計画⁽¹¹⁾』を出したが、後者は、（一）透明性（二）参加（三）協働（四）先導旗艦として（五）大衆・機関の巻き込み（以上拙訳）な

どをその重点項目としており、米国の記録管理にかかる方針が極めて徹底していることをあらためて実感している。

牧原出東北大教授がフランス公文書館のアーキビストから聞いたという話が思い出される。「各省と交渉する時に『あなたの作成している文書は将来歴史研究に役立ちます』という主張は説得力がなく、『文書の適切な保存は問題発見による組織の自己改革など現場の行政実務に有益』という主張が大事⁽¹²⁾』といふくだりである。「アーキビストによる文書の保存管理が、各省の慣行に基づく文書管理よりも合理的であると実証できなければならぬ⁽¹³⁾』という氏の主張はまさに正鵠を射ているが、これを現実に実証するとなると、相当の難題であることもまた確かである。

三 グローバリゼーションの重要性

（一）グーグルは新時代のコンシェルジュか

高度情報化社会の到来とともに、これまで付加価値サービスの提供によって成立していた産業構造の一部が音を立てて崩れきっている。その一つの理由として、人々がグーグルのような便利な検索ツール（以上のもの）をいつたん手にしてしまうと、これまで躊躇せずに支払ってきたエージェント費用の節約にまず目が向き、自分で調べて交渉したり、あるいは契約を結ぶ方がかなり経済的でもあり、

またそれが実際にはさほど難しくはないということによつやく気づき出したせいもあるのではないか。

約二十年前、私が初めてロンドンを訪れた当時、『ロンドンA to Z』というミニ・マップが個人旅行者の必携本であった。その後、十年ほどしてある政府観光局サイトのリンクから米国テキサス大学図書館の所蔵地図サイトを見つけて、結局自力で自在に世界各都市の五百分の一地図を見引き出せるようになった。いわばゼンリン地図の海外版である。マップ・ナビ専門サイトやグーグル・マップなどが本格的に登場してきたのはさらにその後のことであった。

コンシェルジュのいるホテルは一般に価格が高い。しかし部屋代の付加価値として広々としたロビーにコンシェルジュが待機し、こちらの様々な要望に対して最善の助言や予約の代行などをしてくれる。時間や手間などトータルで考えた場合には必ずしも割高になるとも言い切れない。

マンハッタン五九丁目の東に「ARGOSY」という古書店がある。私はダウンタウンの「STRAND」と並んで、ニューヨークではミッドタウンのこの店をしばしば訪れる。歴史プロア（四階）の古参店員はもう顔馴染みで、先月も「今日はW・ウィルソンの対移民政策とFDRのニューディール期文化人向けの失業対策についてクロニクルなどの資料を探しています」と告げると、彼はしばらく考え

た後、「どちらもPresidentの棚です。ウイルソンの方はプリンストン大学時代の論文集やハウス大佐（ウイルソンの政策ブレーン）のメモが満載の評伝などが、また、FDRの方は一九二〇年代末から三十年代末までの新聞記事や同時代人の証言録などがありますよ」と返してくる。これだけでもかなり当たりがつくのに、さらに細かい注文をつけても大抵は間髪を入れず、必ずといってよいほどベストの文献にまで導いてくれるのである。余り親切にされ過ぎてもこちらの実力が伸びないという難点はあるが、短時間で大きな成果を上げるためににはコンシェルジュはやはり貴重な存在であるといえるだろう。⁽¹⁵⁾

さて、ここで問題にしたいのはグーグルが高度情報化社会において、コンシェルジュの役割を果たせるか否かである。しかし、この回答を出すためには、その先にグーグルの提供する情報がインフォメーションなのか、あるいはその上のインテリジェンスなのかについてまず見定めなければならないだろう。私自身は、グーグル情報はそのままで玉石混淆であるが、利用者がカスタマイズすることで、かなりの程度まで洗練されたインフォメーションにはなり得ると考えている。といって、インテリジェンスとまで呼ぶことについては、グーグルが日々進化している事実を割り引いても、正直いつてためらいを覚えるのである。

近年、「インテリジェンス論」が花盛りで、論客たちはこぞってこれを論じた本を出版しているが、私は国家機密情報などに限定してインテリジェンスと呼ぶのはあまりにも狭義であり、アーカイブズの世界で使うインテリジェンスこそむしろ欧米における平均的なニュアンスに近いのではないかと思う。インテリジェンスとはインフォメーションを洗練・加工し、現実の情報知識として即時に活用できるレベルにまで高めたものを指すのではないだろうか。

その意味では、グーグルはいまだ鮮度のよい食材提供のレベルにとどまっており、客にそのままレストランの料理として出せる程度には、未だ達していないと理解しているのである。

(二) グローバリゼーションへの対応

インテリジェンスの具体例を挙げれば、私は国立国会図書館（以下、N D Lという）のポータル・サイト『カレント・アウェアネス・ポータル』や渋沢栄一記念財団実業史研究情報センターのブログ『情報の扉の、またその向こう』の愛読者であるが、カレント・アウェアネスや後者の『ビジネス・アーカイブズ通信（B A通信）』などはまさしくそうしたインテリジェンスのレベルにまで踏み込むような内容を多く含んでいる。公文書館の世界にこれに匹敵するだけの情報サイトが存在しない現状は大変に残念であるが、あ

れだけの情報収集を可能にしているスキルとはどういうもののかぜひ学んでいきたいと考えている。おそらく各国別に相当数の専門的スタッフを配置していると思われるが、ニュース・ソースが全て明示されているので、具体的にどのようなアンテナを張りめぐらしているのかなど謹気ながらも次第にその輪郭が見えてきたところである。

ただ、国立公文書館（以下、N Aという）で同レベルの情報収集をするためには、

やはり採用段階から国別ウォッチャーを決めたり、計画的に研修（あるいは留学）をさせながら、

情報収集の専門家として長期的に養成していくことが必要なのではないだろうか。

N D Lは独自の採用試験を行い、百数十倍の競争率を勝ち抜いた少数精銳に対して、さらにきめこまかく研修（留学）を実施し、専門的調査官を

表3 主要国立図書館の国際比較と動向

1991.4.20

	国立国会図書館	米国議会図書館	英国図書館	フランス国立図書館	ソ連レーニン図書館	中国国家図書館
創立(前身)	1948年 (1872年)	1800年	1973年 (1759年)	1789年 (1720年)	1925年 (1831年)	1912年 (1909年)
職員数	850名	4,874名	2,466名	1,275名	3,021名	約1,700名
床面積	14万5000m ²	24万9000m ²	17万m ² ※	11万7000m ²	11万4000m ²	14万2000m ²
所蔵資料※※ (うち図書)	約833万点 (509万冊)	約8000万点 (1972万冊)	約4000万点 (1174万冊)	約3300万点 (1100万冊)	約3200万点 (1300万冊)	約1400万点 (650万冊)
運営等	国会 衆参各議員 運営委員会	連邦議会 上下両院合 同委員会	芸術・図書館 府理事会	文化省運営 審議会	文化省	文化部

※新館を含む。

※※所蔵資料については、算出方法が国により異なるので参考数字である。

※国立国会図書館総務部企画課作成の表を抜粋引用転載

表4 諸外国国立公文書館との比較（アジア）

	日本	中国	韓国	マレーシア	フィリピン	ベトナム
設立年	1971 年	1951 年	1969 年	1957 年	1958 年	1962 年
所管機關	内閣府所管独立行政法人	国务院・中国共産党	行政自治部	文化芸術遺産省	文化芸術国家委員会	内務省
法令	公文書館法(1987) 国立公文書館法(1999)	中華人民共和国档案法(1987)	公共機関記録物管理法(1999)	國立公文書館法(1966、2003 改正)	大統領令(1999)	國家文書保護法(1982)
職員数	42 人(定員数)	560 人	300 人	440 人	200 人	270 人
主な収集資料	・政府機関公文書(外務省、宮内庁の文書を除く) ・公産党文書 ・図書資料 ・音声・映像記録	・政府機関公文書 ・大統領記録 ・土地合帳 ・國家行事の映像 ・記念切手・絵葉書 ・地図・建築図面	・政府機関公文書 ・首相記録 ・音声・映像記録 ・個人文書 ・図書資料 ・王室関係記録	・スペイン植民地時代記録(16世紀～1898) ・米日占領時代記録 ・政府機関公文書 ・最高裁判所判決 ・公證人記録	・政府機関公文書 ・科学技術記録 ・音声・映像記録 ・個人文書	
所蔵文書 数値延長	111 万点	1540 万点	194 万点	—	—	475 万点
特徴	・国の機関所蔵のアジア歴史資料をインターネット上で広く公開	・国家档案局が全国約4,000ヶ所の地方档案館を構築	・1989年の法律で、国の各機関間に半期限記録を保管する責任を負う、専門職員を配置することを規定	・2008年に国際公文書館大会を開催予定 ・積極的に記念館事業を展開	・1999年からスペイン政府の資金援助を得て「国立公文書館現代化プロジェクト」進行中	・内務省国家記録文書局の下に公文書館職員養成所あり

平成21年度公文書保存管理講習会 高山正也講師資料 (P.15) より抜粋引用転載

養成してい
る。衆・参
両議会事務
局（こちら
も高倍率の
独自採用試
験がある）
やNDLの
専門調査ス
タッフによ
る論文はそ
の立法調査
分析も含め
てクリティ
カルが高く、
スペシャリ
スト養成の
要諦とは、
まず独自の
採用試験を
行うことか
ら始まると

いってもあながち
ここでは最初に
表ではあるが、現
在十年間で五十名に
一方、この表の主
あつたが、次の主
は各国国立公文書
マスコミ報道でN
五〇〇人という
しかし、ここで
は特に中韓やA
S E A Nなどア
ジア諸国との比
較に焦点をあて
て見ていただきたい。
表5によれば、
人口約五百万人
(日本の約二五分
の一)のシンガ
ポールにさえ職

表5 わが国における公文書館制度の現状

